

【江川理事発言メモ：Kavli 財団に係る記者会見(H24.2.8 11:00ー)】

私は、東京大学基金及び広報担当の理事をしております江川と申します。

東京大学基金は、法人化後、新たな大学の使命に応え、押し寄せるグローバル化の中で教育、研究の競争力を確保するため、安定的かつ自由度の高い財源確保を目指して 2004 年に設立致しました。最終的に「2020 年までに 2,000 億円」の長期目標を掲げています。昨年度より新たな中期的な目標として、濱田総長の行動シナリオ「FOREST2015」の実現に向けて、使途指定のない寄附 200 億円の積上げを目指しています。

このような目標を掲げ、社会と様々な関わりを通じて財務基盤強化に励んでおりますが、欧米の大学と比較して十分な成果は得られていません。

なによりも日本において、社会全体で公益活動を行う団体を支援する、という寄附に対する意識改革が、まず必要であると考えています。

日本における寄附の現状をまとめた寄付白書 2011 によりますと、昨年東日本大震災に関連する金銭および物資による寄附を行った人は、8457 万人と推計され、2010 年の 15 歳以上の人口の 76.4%を占めております。この数字を 2009 年の金銭による寄附者数 34.0%と比較すると、2 倍以上となっており、震災をきっかけとした寄附が増加したことがこの数字から裏付けられます。でも、それは反対に既存の寄附対象である公共事業、公益・福祉施設に対する寄附が如何に少ないかを示しています。

また、白書 2010 によれば、2009 年度の日本の寄附総額は 1 兆円程度で、それに対してアメリカは 21 兆円で、日本の約 20 倍の寄附金額となっています。名目 GDP で比較しても、日本は 0.22%で、アメリカの 1.87%やイギリスの 0.87%と比べても、はるかに小さい比率となっています。

ちなみに、国立大学等における寄附金の現状に関して付言しますと、2008 年度約 818 億円あったものが、2009 年には 707 億円と前年比で 14%減っております。

このような現状を改革し、国立大学に対する寄附を促進するために、二つの法律改正が必要です。

第一は、現状の税制上の優遇措置についてで、国立大学法人への寄附には所得控除が適用されますが、税額控除はありません。昨年度私立大学には税額控除が導入されましたが、国立大学には導入されませんでした。そこで私立大学と同様に、税額控除を導入して頂きたいと思っております。税額控除制度導入により、寄附者の各々の状況に応じて、税額を有利に選択することによる国立大学への寄附が促進されます。

第二は、国立大学の寄附金運用に関してです。現行では独立行政法人通則法第四十七条が準用され、大学の余裕資金は 1. 国債、地方債、政府保証債、その他主務大臣の指定する有価証券の取得 2. 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 3. 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託、この 3 つでしか運用できません。このため、十分な運用益が得られず、現行では 1%程度しか見込めません。今回の Kavli 財団からの 750 万ドルの基金に関しては、東京大学基金では運用対象の制約及び現在の日本の状況から 1%程度の利回りしか期待できないため、カブリ財団の方で 750 万ドルの基金を運用し、年 1 回、その運用益を送金いただくスキームを採用していただきました。これは東京大学基金にとって画期的な、合意事項と考えております。しかし、将来的には独自で運用することを目指しており、投資対象を社債などに拡大できるよう法人法の改正をお願いしたいと思います。なお、改正された場合は、大学としてリスク管理の体制を十分に整え、安全な運用を図っていききたいと思います。

以上のとおり、国立大学法人の寄附募集活動を取り巻く社会的、制度的な環境はまだ十分とは言えません。

そんな中で今回の Kavli 財団からの寄附は、東京大学基金の充実になることはもちろんですが、こうして広く関係者や社会に対して、国の予算に頼るのではなく、社会で国立大学法人を支える風土をつくろうと訴えるのに、いい機会を頂いたと考えています。

これからも寄附に係る意識改革、制度改正に向け皆様にご協力頂けますようお願いいたします。